

⑤ 果樹類

1 りんご

ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

- りんごは後志、空知、留萌、渡島、胆振、上川及び石狩などで栽培される。品種は「つがる」「ふじ」「レッドゴールド」及び「ハックナイン」などである。
- 施肥標準の窒素施肥量(成木)は7 kgN/10aである。地力の高い土壌では4 kgN/10a程度まで減肥できる。
施肥は融雪直後に表面散布し、清耕部分は土と攪拌する。
土壌管理は部分草生とする。
造成後の維持段階で施用したたい肥など有機物については、それに含まれる化学肥料相当分を減ずる。
- 病虫害防除では、フェロモントラップを利用した発生予察を行い、病虫害防除所、農業改良普及センターの予察情報を活用することで適期防除を徹底する。
微生物農薬の利用、交信かく乱剤の導入により化学合成農薬の使用を低減する。
雑草対策として、有機物の補給と土壌物理性の改善などを兼ねた草生栽培を行う。

◎持続性の高い農業生産方式に係る技術（省令指定）

区 分	技 術 名	使用の目安
たい肥等施用技術	たい肥等有機質資材施用技術 緑肥作物利用技術	たい肥 2 t/10a以上。 下草を土に混ぜ込む。
化学肥料低減技術	局所施肥技術 肥効調節型肥料施用技術 有機質肥料施用技術	現行の化学肥料（窒素成分量）の施用をできるだけ減らす。
化学農薬低減技術	機械除草技術 生物農薬利用技術 天然物質由来農薬利用技術 被覆栽培技術 フェロモン剤利用技術 マルチ栽培技術	現行の化学合成農薬の使用をできるだけ減らす。

- 〈留意事項〉
- ・ 土壌管理は部分草生栽培とし、肥料成分の溶脱を抑制する。
 - ・ 有機質肥料は分解を早めるため土壌と攪拌する。
 - ・ 生物農薬利用技術の生物農薬とは、農薬取締法第1条の2第2項の天敵（天敵昆虫、微生物農薬（生きているもの。死菌は除く。））であって、同法2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものである。

イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、市町村・農協等の分析施設を活用した土壌診断や農業改良普及センターによる施肥等の指導を受けることが適当である。また、病虫害防除所および農業試験場が提供する病虫害発生予察情報を活用することが適当である。

ウ その他必要な事項

地力増進法に基づき地力増進地域に指定されている市町村では、「地力増進対策指針」に基づく対策を行うこと。

2 なし

ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

- なしは後志・留萌・上川及び空知などで栽培される。品種は中国なしの「身不知」、西洋なしでは「バートレット」「ブランデーワイン」などである。
- 施肥標準の窒素施肥量は、日本なしが樹齢に応じて6～16kgN/10a、西洋なしが樹齢に応じて4～12kgN/10aである。
施肥は融雪直後に表面散布し、清耕部分は土と攪拌する。
土壌管理は部分草生栽培とする。
造成後の維持段階で施用したたい肥など有機物については、それに含まれる化学肥料相当分を減ずる。
- 病虫害防除では、フェロモントラップの利用、農業改良普及センターの予察情報を活用することで適期防除を徹底する。
微生物農薬の利用、交信かく乱剤の導入により化学合成農薬の使用を低減する。
雑草対策として、有機物の補給と土壌物理性の改善などを兼ねた草生栽培を行う。

◎持続性の高い農業生産方式に係る技術（省令指定）

区 分	技 術 名	使用の目安
たい肥等施用技術	たい肥等有機質資材施用技術 緑肥作物利用技術	たい肥 2 t/10a以上。 下草を土に混ぜ込む。
化学肥料低減技術	局所施肥技術 肥効調節型肥料施用技術 有機質肥料施用技術	現行の化学肥料（窒素成分量） の施用をできるだけ減らす。
化学農薬低減技術	機械除草技術 生物農薬利用技術 天然物質由来農薬利用技術 被覆栽培技術 フェロモン剤利用技術 マルチ栽培技術	現行の化学合成農薬の使用を できるだけ減らす。

- （留意事項）
- ・ 土壌管理は部分草生栽培とし、肥料成分の溶脱を抑制する。
 - ・ 有機質肥料は分解を早めるため土壌と攪拌する。
 - ・ 生物農薬利用技術の生物農薬とは、農薬取締法第1条の2第2項の天敵（天敵昆虫、
第15 微生物農薬（生きているもの。死菌は除く。））であって、同法2条第1項又は
条の2第1項の登録を受けたものである。

イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、市町村・農協等の分析施設を活用した土壌診断や農業改良普及センターによる施肥等の指導を受けることが適当である。

ウ その他必要な事項

地力増進法に基づき地力増進地域に指定されている市町村では、「地力増進対策指針」に基づく対策を行うこと。

3 ぶどう

ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

- 生食用ぶどうは後志、留萌、胆振などで栽培され、品種は「キャンベルアーリー」「ナイヤガラ」「ポートルランド」「デラウェア」などである。作型は露地と無加温ハウス栽培である。醸造用ぶどうは後志、空知、上川及び十勝などで栽培され、品種は「セイベル系」「ミュラートルガウ」および「ケルナー」などである。
- 生食用ぶどう、醸造用ぶどうにおける施肥標準の窒素施肥量はそれぞれ樹齢に応じて3～11kgN/10a、3～8kgN/10aである。
 施肥は融雪後早めに施用し、土と攪拌する。
 土壌管理は、生食用棚仕立ては清耕栽培、醸造用垣根仕立ては部分草生とする。
 造成後の維持段階で施用したたい肥など有機物については、それに含まれる化学肥料相当分を減ずる。
- 病虫害防除では、農業改良普及センターの予察情報を活用することで適期防除を徹底する。微生物農薬の利用により化学合成農薬の使用を低減する。
 雑草対策として、有機物の補給と土壌物理性の改善などを兼ねた草生栽培を行う。

◎持続性の高い農業生産方式に係る技術（省令指定）

区 分	技 術 名	使用の目安
たい肥等施用技術	たい肥等有機質資材施用技術 緑肥作物利用技術	たい肥 2 t/10a以上。 下草を土に混ぜ込む。
化学肥料低減技術	局所施肥技術 肥効調節型肥料施用技術 有機質肥料施用技術	現行の化学肥料（窒素成分量）の施用をできるだけ減らす。
化学農薬低減技術	機械除草技術 生物農薬利用技術 天然物質由来農薬利用技術 被覆栽培技術 マルチ栽培技術	現行の化学合成農薬の使用をできるだけ減らす。

- 〈留意事項〉
- ・ 有機質肥料は分解を早めるため土壌と攪拌する。
 - ・ 生物農薬利用技術の生物農薬とは、農薬取締法第1条の2第2項の天敵（天敵昆虫、微生物農薬（生きているもの。死菌は除く。））であって、同法2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものである。

イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、市町村・農協等の分析施設を活用した土壌診断や農業改良普及センターによる施肥等の指導を受けることが適当である。

ウ その他必要な事項

地力増進法に基づき地力増進地域に指定されている市町村では、「地力増進対策指針」に基づく対策を行うこと。

4 プルーン

ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

- プルーンは後志および渡島などで栽培される。品種は「サンプルーン」などである。
- 施肥標準の基肥窒素施肥量は成木、若木それぞれ12、8 kgN/10aである。
施肥は融雪後早めに行い、土と攪拌する。
土壌管理は部分草生とする。
造成後の維持段階で施用したたい肥など有機物については、それに含まれる化学肥料相当分を減ずる。
- 病虫害防除では、フェロモントラップの利用、交信かく乱剤の導入、被覆栽培の導入により、化学合成農薬の使用を低減する。
雑草対策として、有機物の補給と土壌物理性の改善等を兼ねた草生栽培を行う。

◎持続性の高い農業生産方式に係る技術（省令指定）

区 分	技 術 名	使用の目安
たい肥等施用技術	たい肥等有機質資材施用技術 緑肥作物利用技術	たい肥 2 t/10a以上。 下草を土に混ぜ込む。
化学肥料低減技術	局所施肥技術 肥効調節型肥料施用技術 有機質肥料施用技術	現行の化学肥料（窒素分量） の施用をできるだけ減らす。
化学農薬低減技術	機械除草技術 生物農薬利用技術 天然物質由来農薬利用技術 被覆栽培技術 フェロモン剤利用技術 マルチ栽培技術	現行の化学合成農薬の使用を できるだけ減らす。

- 〈留意事項〉
- ・ 土壌管理は部分草生栽培とし、肥料成分の溶脱を抑制する。
 - ・ 有機質肥料は分解を早めるため土壌と攪拌する。
 - ・ 生物農薬利用技術の生物農薬とは、農薬取締法第1条の2第2項の天敵（天敵昆虫、微生物農薬（生きているもの。死菌は除く。））であって、同法2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものである。

イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、市町村・農協等の分析施設を活用した土壌診断や農業改良普及センターによる施肥等の指導を受けることが適当である。

ウ その他必要な事項

地力増進法に基づき地力増進地域に指定されている市町村では、「地力増進対策指針」に基づく対策を行うこと。

5 おうとう

ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

- おうとうは後志、空知、上川、石狩、留萌及び胆振などで栽培される。品種は「佐藤錦」「北光」および「南陽」などである。
- 施肥標準の窒素施肥量は樹齢に応じ5～12kgN/10aである。
成木では融雪直後に70%散布して清耕部分は土と攪拌する。残りの窒素は収穫後に施肥する。若木、幼木では融雪直後に施肥し、清耕部分は土と攪拌する。
土壌管理は部分草生とする。
造成後の維持段階で施用したたい肥など有機物については、それに含まれる化学肥料相当分を減ずる。
- 病虫害防除では、フェロモントラップの利用、微生物農薬の利用、被覆栽培の導入により、化学合成農薬の使用を低減する。
雑草対策として、有機物の補給と土壌物理性の改善等を兼ねた草生栽培を行う。

◎持続性の高い農業生産方式に係る技術（省令指定）

区 分	技 術 名	使用の目安
たい肥等施用技術	たい肥等有機質資材施用技術 緑肥作物利用技術	たい肥 2 t/10a以上。 下草を土に混ぜ込む。
化学肥料低減技術	局所施肥技術 肥効調節型肥料施用技術 有機質肥料施用技術	現行の化学肥料（窒素分量） の施用をできるだけ減らす。
化学農薬低減技術	機械除草技術 生物農薬利用技術 天然物質由来農薬利用技術 被覆栽培技術 フェロモン剤利用技術 マルチ栽培技術	現行の化学合成農薬の使用を できるだけ減らす。

- 〈留意事項〉
- ・ 土壌管理は部分草生栽培とし、肥料成分の溶脱を抑制する。
 - ・ 有機質肥料は分解を早めるため土壌と攪拌する。
 - ・ 生物農薬利用技術の生物農薬とは、農薬取締法第1条の2第2項の天敵（天敵昆虫、微生物農薬（生きているもの。死菌は除く。））であって、同法2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものである。

イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、市町村・農協等の分析施設を活用した土壌診断や農業改良普及センターによる施肥等の指導を受けることが適当である。

ウ その他必要な事項

地力増進法に基づき地力増進地域に指定されている市町村では、「地力増進対策指針」に基づく対策を行うこと。

6 ブルーベリー

ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

- ブルーベリーは後志および渡島などで栽培される。品種は「ウェイマウス」「ノースランド」「ブルークロップ」などである。
- 施肥標準の窒素施肥量は樹齢応じ4～8 kgN/10aであり、融雪直後に施用する。適正pH4.3～4.8を維持するために生理的酸性肥料を用いる。
 土壌管理は清耕法を原則とする。
 鶏糞、牛糞たい肥はpH高める方向に働くので注意する。
 造成後の維持段階で施用したたい肥など有機物については、それに含まれる化学肥料相当分を減ずる。
- 病虫害防除では、微生物農薬の利用などにより、化学合成農薬の使用を低減する。

◎持続性の高い農業生産方式に係る技術（省令指定）

区 分	技 術 名	使用の目安
たい肥等施用技術	たい肥等有機質資材施用技術 緑肥作物利用技術	たい肥 2 t/10a以上。 下草を土に混ぜ込む。
化学肥料低減技術	局所施肥技術 肥効調節型肥料施用技術 有機質肥料施用技術	現行の化学肥料（窒素分量） の施用をできるだけ減らす。
化学農薬低減技術	機械除草技術 生物農薬利用技術 天然物質由来農薬利用技術 マルチ栽培技術	現行の化学合成農薬の使用を できるだけ減らす。

〈留意事項〉 ・ 生物農薬利用技術の生物農薬とは、農薬取締法第1条の2第2項の天敵（天敵昆虫、微生物農薬（生きているもの。死菌は除く。））であって、同法2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものである。

イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、市町村・農協等の分析施設を活用した土壌診断や農業改良普及センターによる施肥等の指導を受けることが適当である。

ウ その他必要な事項

地力増進法に基づき地力増進地域に指定されている市町村では、「地力増進対策指針」に基づく対策を行うこと。

7 ハスカップ

ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

- ハスカップは空知、上川、胆振、石狩などで栽培される。品種は「ゆうふつ」などである。
- 施肥標準の窒素施肥量は樹齢に応じ、3～8 kgN/10aである。粗粒火山性土は30%増やす。施肥は融雪直後に行い、土と攪拌する。
 土壌管理は清耕法を原則とする。
 造成後の維持段階で施用したたい肥など有機物については、それに含まれる化学肥料相当分を減ずる。
- 病虫害防除では、微生物農薬の利用などにより、化学合成農薬の使用を低減する。

◎持続性の高い農業生産方式に係る技術（省令指定）

区 分	技 術 名	使用の目安
たい肥等施用技術	たい肥等有機質資材施用技術 緑肥作物利用技術	たい肥 2 t/10a以上。 下草を土に混ぜ込む。
化学肥料低減技術	局所施肥技術 肥効調節型肥料施用技術 有機質肥料施用技術	現行の化学肥料（窒素分量） の施用をできるだけ減らす。
化学農薬低減技術	機械除草技術 生物農薬利用技術 天然物質由来農薬利用技術 フェロモン剤利用技術 マルチ栽培技術	現行の化学合成農薬の使用をで きるだけ減らす。

〈留意事項〉 ・ 生物農薬利用技術の生物農薬とは、農薬取締法第1条の2第2項の天敵（天敵昆虫、微生物農薬（生きているもの。死菌は除く。））であって、同法2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものである。

イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、市町村・農協等の分析施設を活用した土壌診断や農業改良普及センターによる施肥等の指導を受けることが適当である。

ウ その他必要な事項

地力増進法に基づき地力増進地域に指定されている市町村では、「地力増進対策指針」に基づく対策を行うこと。

8 もも

ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

- ももは後志、石狩及び留萌などで栽培される。品種は「倉方早生」「白鳳」などである。
- 標準的な窒素施肥量は6 kgN/10a前後である。成木では融雪直後に散布して清耕部分は土と攪拌する。
 土壌管理は部分草生とする。
 造成後の維持段階で施用したたい肥など有機物については、それに含まれる化学肥料相当分を減ずる。
- 病虫害防除では、フェロモントラップ及び微生物農薬の利用、交信かく乱剤の導入により、化学合成農薬の使用を低減する。
 雑草対策として、有機物の補給と土壌物理性の改善などを兼ねた草生栽培を行う。

◎持続性の高い農業生産方式に係る技術（省令指定）

区 分	技 術 名	使用の目安
たい肥等施用技術	たい肥等有機質資材施用技術 緑肥作物利用技術	たい肥 2 t/10a以上。 下草を土に混ぜ込む。
化学肥料低減技術	局所施肥技術 肥効調節型肥料施用技術 有機質肥料施用技術	現行の化学肥料（窒素分量） の施用をできるだけ減らす。
化学農薬低減技術	機械除草技術 生物農薬利用技術 天然物質由来農薬利用技術 被覆栽培技術 フェロモン剤利用技術 マルチ栽培技術	現行の化学合成農薬の使用を できるだけ減らす。

- 〈留意事項〉
- ・ 土壌管理は部分草生栽培とし、肥料成分の溶脱を抑制する。
 - ・ 有機質肥料は分解を早めるために土壌と攪拌する。
 - ・ 生物農薬利用技術の生物農薬とは、農薬取締法第1条の2第2項の天敵（天敵昆虫、微生物農薬（生きているもの。死菌は除く。））であって、同法2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものである。

イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、市町村・農協等の分析施設を活用した土壌診断や農業改良普及センターによる施肥等の指導を受けることが適当である。

ウ その他必要な事項

地力増進法に基づき地力増進地域に指定されている市町村では、「地力増進対策指針」に基づく対策を行うこと。

9 うめ

ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

- うめは後志・空知及び石狩などで栽培される。品種は「豊後」などである。
- 標準的な窒素施肥量は8 kgN/10a前後である。成木では融雪直後に散布して清耕部分は土と攪拌する。
 土壤管理は部分草生とする。
 造成後の維持段階で施用したたい肥など有機物については、それに含まれる化学肥料相当分を翌年の施肥から減ずる。
- 病虫害防除では、フェロモントラップ及び微生物農薬の利用、交信かく乱剤の導入により、化学合成農薬の使用を低減する。
 雑草対策として、有機物の補給と土壤物理性の改善などを兼ねた草生栽培を行う。

◎持続性の高い農業生産方式に係る技術（省令指定）

区 分	技 術 名	使用の目安
たい肥等施用技術	たい肥等有機質資材施用技術 緑肥作物利用技術	たい肥 2 t/10a以上。 下草を土に混ぜ込む。
化学肥料低減技術	局所施肥技術 肥効調節型肥料施用技術 有機質肥料施用技術	現行の化学肥料（窒素分量）の施用をできるだけ減らす。
化学農薬低減技術	機械除草技術 生物農薬利用技術 天然物質由来農薬利用技術 フェロモン剤利用技術 マルチ栽培技術	現行の化学合成農薬の使用をできるだけ減らす。

- 〈留意事項〉
- ・ 土壤管理は部分草生栽培とし、肥料成分の溶脱を抑制する。
 - ・ 有機質肥料は分解を早めるために土壤と攪拌する。
 - ・ 生物農薬利用技術の生物農薬とは、農薬取締法第1条の2第2項の天敵（天敵昆虫、微生物農薬（生きているもの。死菌は除く。））であって、同法2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものである。

イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、市町村・農協等の分析施設を活用した土壤診断や農業改良普及センターによる施肥等の指導を受けることが適当である。

ウ その他必要な事項

地力増進法に基づき地力増進地域に指定されている市町村では、「地力増進対策指針」に基づく対策を行うこと。

10 アロニア

ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

- アロニアは渡島、胆振、石狩、上川、オホーツクなどで栽培されている。品種はないが早生種の「ロシア種」を主体に、晩生種の「北米種」などがある。
- 施肥標準の窒素施肥量は樹齢に応じ4～8 kgN/10aであり、粗粒火山性土では30%程度増やす。施肥は融雪直後に行い、土と攪拌する。
土壌管理は清耕法を原則とする。
植付け後の維持段階で施用したたい肥などの有機物については、それに含まれる化学肥料相当分を減ずる。
- 病虫害防除では、生物農薬やフェロモン剤の利用などにより、化学合成農薬の使用を低減する。

◎持続性の高い農業生産方式に係る技術(省令指定)

区 分	技 術 名	使用の目安
たい肥等施用技術	たい肥等有機質資材施用技術 緑肥作物利用技術	たい肥 2 t /10a以上。 下草を土に混ぜ込む。
化学肥料低減技術	局所施肥技術 肥効調節型肥料施用技術 有機質肥料施用技術	現行の化学肥料（窒素分量） の施用をできるだけ減らす。
化学農薬低減技術	機械除草技術 生物農薬利用技術 天然物質由来農薬利用技術 フェロモン剤利用技術 マルチ栽培技術	現行の化学合成農薬の使用を できるだけ減らす。

〈留意事項〉 ・ 生物農薬利用技術の生物農薬とは、農薬取締法第1条の2第2項の天敵(天敵昆虫、微生物農薬(生きているもの。死菌は除く。))であって、同法2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものである。

イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、市町村・農協等の分析施設を活用した土壌診断や農業改良普及センターによる施肥等の指導を受けることが適当である。

ウ その他の事項

地力増進法に基づき地力増進地域に指定されている市町村では、「地力増進対策指針」に基づく対策を行うこと。